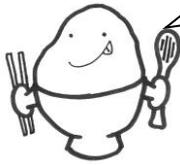


(お知らせ)



パブコメ君

皆様の御意見・御提案を
お待ちしております！

令和2年10月20日

京都市都市計画局

担当：都市景観部景観政策課

電話：222-3397

《本事業は宿泊税を活用しています。》

京都市歴史的風致維持向上計画（2期）に関する市民意見及び年中行事等の 写真並びに継承方法の提案募集について



京都市では、平成21年11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画（1期）」を策定し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきました。

この度、令和2年度末で現計画の認定期間が終了することから、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）素案」を別添冊子のおとり取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

また、本市の歴史的風致を構成する「歴史及び伝統を反映した人々の活動」の代表例でもある祭りや年中行事が、コロナ禍において相次いで中止となり、継承が困難となっています。そこで、市民の皆様のお気に入りの祭りや年中行事の写真をはじめ、ウィズコロナ・ポストコロナの社会における祭りや年中行事の維持・継承方法について御提案を募集しますのでお知らせします。

1 市民意見募集・提案募集について

(1) 募集期間

令和2年10月27日（火）から11月25日（水）まで（必着）

(2) 募集内容

ア 「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）素案」に対する御意見

イ お気に入りの祭りや年中行事の写真

ウ ウィズコロナ・ポストコロナの社会における祭りや年中行事の維持・継承方法についての御提案

(3) 市民意見募集冊子の配布場所

景観政策課窓口，市役所案内所，情報公開コーナー，各区役所・支所，（公財）京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館等で配布（令和2年10月27日（火）から配布開始）するほか，景観政策課のホームページにも掲載します。

(4) 提出方法

- ア・ウ 持参，郵送，FAX，電子メール及び市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出していただけます（様式は自由です。市民意見募集冊子に御意見記入用紙を添付しています。）。
- イ 持参，郵送，電子メールで御応募ください。

(5) 提出先及びお問合せ先

都市計画局都市景観部景観政策課（京都市役所分庁舎2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3397 FAX：075-213-0461

電子メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000276123.html>

【参考】歴史的風致維持向上計画とは

歴史まちづくり法は，平成16年に制定された「景観法」が，主に規制により景観形成を図っていくための法律であるのに対し，市町村が行う様々な取組を支援するため，国土交通省，農林水産省，文化庁の三省共管で制定された法律です。

法律に基づく「歴史的風致維持向上計画」を作成し，国の認定を受けることで，歴史的な建造物の修理・修景や無電柱化など，計画に基づく各種事業に国からの支援を受けることができる仕組みとなっています（認定期間は概ね10年間）。

本市では，平成21年11月に「京都市歴史的風致維持向上計画（1期）」を策定，国からの認定を受け，歴史文化を活かしたまちづくりを進めてまいりました。